

# 第1章

## 基本的な考え方

## 1 基本計画策定の趣旨

- 本県では、2004（平成16）年3月に「奈良県人権施策に関する基本計画」を策定し、県民一人ひとりの人権が尊重される自由で平等な社会づくりに向けて、すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く、「豊かな人権文化の創造」を目指すことを基本理念として、様々な人権施策に関する取組を推進してきました。
- しかしながら、策定以降、高度情報化や少子高齢化、グローバル社会の進展、格差社会の進行など社会経済情勢の変化を背景に、インターネットやSNSを悪用した誹謗中傷や差別を助長する書き込み等が多く見受けられ、加えて、子どもの貧困問題や障害者等社会的弱者に対する偏見や差別などの人権問題も深刻化しています。さらに、心の性とからだの性が一致しない人や同性愛者など性的マイノリティへの偏見、職場におけるハラスメントなど新たな人権問題も生じてきています。
- また、2018（平成30）年に県が実施した、「人権に関する県民意識調査」においても、同和地区出身者や障害者、外国人などに対する偏見や差別意識が依然として存在していることがうかがえます。
- このようななか、国では、差別解消のための法整備が進められ、2009（平成21）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が、2016（平成28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」のいわゆる人権3法が、2019（令和元）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。
- また、県では、2016（平成28）年4月に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」が、2019（平成31）年3月には議員提案により「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。
- こうした社会情勢の変化やこれまでの取組を踏まえ、現在の基本計画を継承・発展させ、新たな人権課題等にも対応した基本計画の策定を行うものです。

## 2 基本計画の性格

- (1) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」及び「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、今後の中・長期的な人権施策の基本的な方向を明らかにするものであり、県のさまざまな施策の取組にあたっては、この基本計画に基づき推進します。
- (2) 県民をはじめ国、市町村、関係機関、企業、NPO等の民間団体などに対して県の人権施策の基本方向を示し、理解と共通認識を得ることで、豊かな人権文化の創造に向け、それぞれの主体的取組及び協働による取組を促すものです。

### 3 基本理念

#### 「豊かな人権文化の創造」

人権とは、人間の尊厳と自由と平等に基づいて、豊かな自己実現を図っていくために、すべての人が持っている侵されることのない永久の権利であり、日本国憲法において「基本的人権」として保障されているものです。

また、人権は長い歴史の中で、人間の尊厳の確保と自由・平等を求める多くの人々の不断的努力によって、獲得・確立されてきたものです。

本基本計画においては、一人ひとりの人権が尊重される自由で平等な社会づくりに向けて、すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く、「豊かな人権文化の創造」を目指すことを基本理念とします。

そのため、次の3つの社会づくりを推進します。

#### (1)個性や能力が発揮できる社会づくり

一人ひとりが自分の個性や可能性を大切にし、豊かな自己実現を図ることができる社会づくりが重要です。そのため、社会的身分、門地、人種、信条、性別等によって不当に差別されることなく、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、個性や能力を十分に発揮する機会が保障される社会を目指します。

#### (2)違いを豊かさとして認め合う多文化共生と包摂の社会づくり

社会には、個性や価値観、言語や風習、民族や国籍など、多様性を認めず同質化を求めたり、同質なもののなかに違いをつくり出して排除する考え方があり、それが特定の人々に対する偏見や差別を生んでいる場合も少なくありません。

さまざまな理由で排除されている人たちを再び社会の中に受け入れ、互いの価値観や生き方の違いを尊重し、誰もが尊厳のある暮らしができるよう、多文化共生と包摂の社会づくりを目指します。

#### (3)自己の存在を確かめることができる社会づくり

人間は、個人として独立した存在であると同時に社会的な存在です。生きる喜びや幸せも、支え合い共感できる豊かな人間関係の中にあります。

したがって、だれもが身近な関係だけにとどまらず、ボランティア活動や地域コミュニティづくり、生涯学習など社会的な活動への積極的な参加体験を通して社会とのつながりを強化していく取組が求められます。

さまざまな人々と出会い、交流する中で、自らの存在を社会的に意味あるものとして確かめ、自他の尊厳を尊重して生きることができる社会を目指します。

### 4 基本計画の期間

2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの10年間とします。

計画期間中の社会経済情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行います。